

土木管理課

議案第71号 港区立公園条例及び港区立児童遊園条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料名	ページ
港区立公園条例及び港区立児童遊園条例の一部を改正する条例について	1
港区立公園条例新旧対照表（第1条関係）	2
港区立児童遊園条例新旧対照表（第2条関係）	3
品川駅北周辺地区土地区画整理事業に伴う高浜公園の廃止について	4
品川駅北周辺地区土地区画整理事業に伴う車町児童遊園の廃止について	5
公園と児童遊園の違いについて	6
品川駅北周辺地区土地区画整理事業について（参考資料）	7

港区立公園条例及び港区立児童遊園条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

- (1) 港区立公園条例の別表第一中、高浜公園の項を削除します。
- (2) 港区立児童遊園条例の別表中、車町児童遊園の項を削除します。

2 改正理由

品川駅北周辺地区土地区画整理事業の施行に伴い、高浜公園及び車町児童遊園を廃止するものです。

3 施行期日

- (1) 高浜公園の廃止については、区規則で定める日から施行します。
(令和元年12月1日予定)
- (2) 車町児童遊園の廃止については、区規則で定める日から施行します。
(令和元年12月27日予定)

港区立公園条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

（前略）

別表第一（第三条関係）

名称	位置
本芝公園く芝浦公園	（略）
プラタナス公園くお	
台場レインボー公園	（略）

（後略）

付則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

（前略）

別表第一（第三条関係）

名称	位置
本芝公園く芝浦公園	（略）
高浜公園	東京都港区芝浦四丁目三番三十号
プラタナス公園くお	
台場レインボー公園	（略）

（後略）

港区立児童遊園条例新旧対照表（第二条関係）

改正案

現行

（前略）

（前略）

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

名称	位置
金杉橋児童遊園～泉	（略）
岳寺前児童遊園	（略）
高輪南町児童遊園～	（略）
末広橋児童遊園	（略）

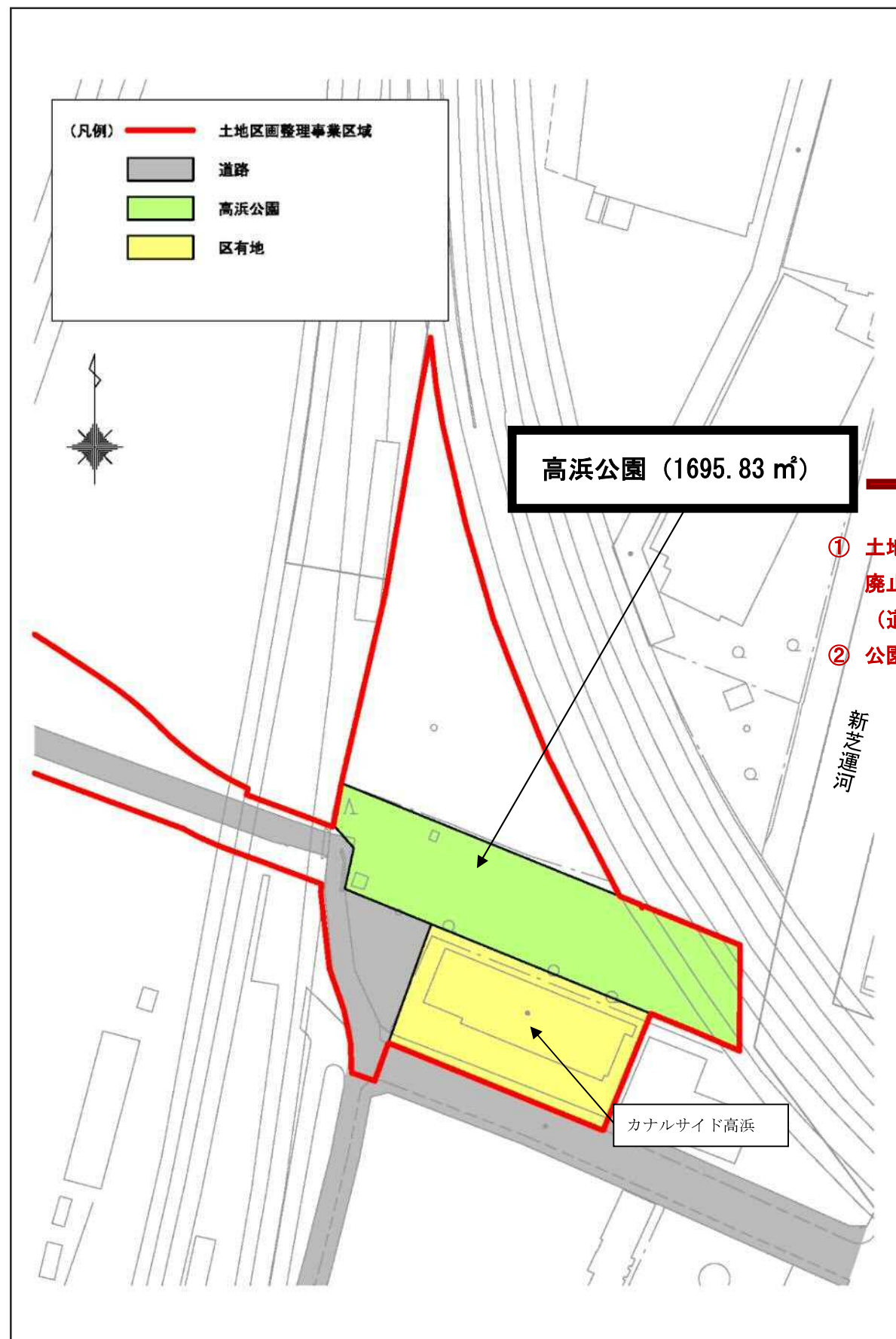
名称	位置
金杉橋児童遊園～泉	（略）
岳寺前児童遊園	（略）
車町児童遊園	東京都港区高輪二丁目二十番二十九号
高輪南町児童遊園～	（略）
末広橋児童遊園	（略）

付則

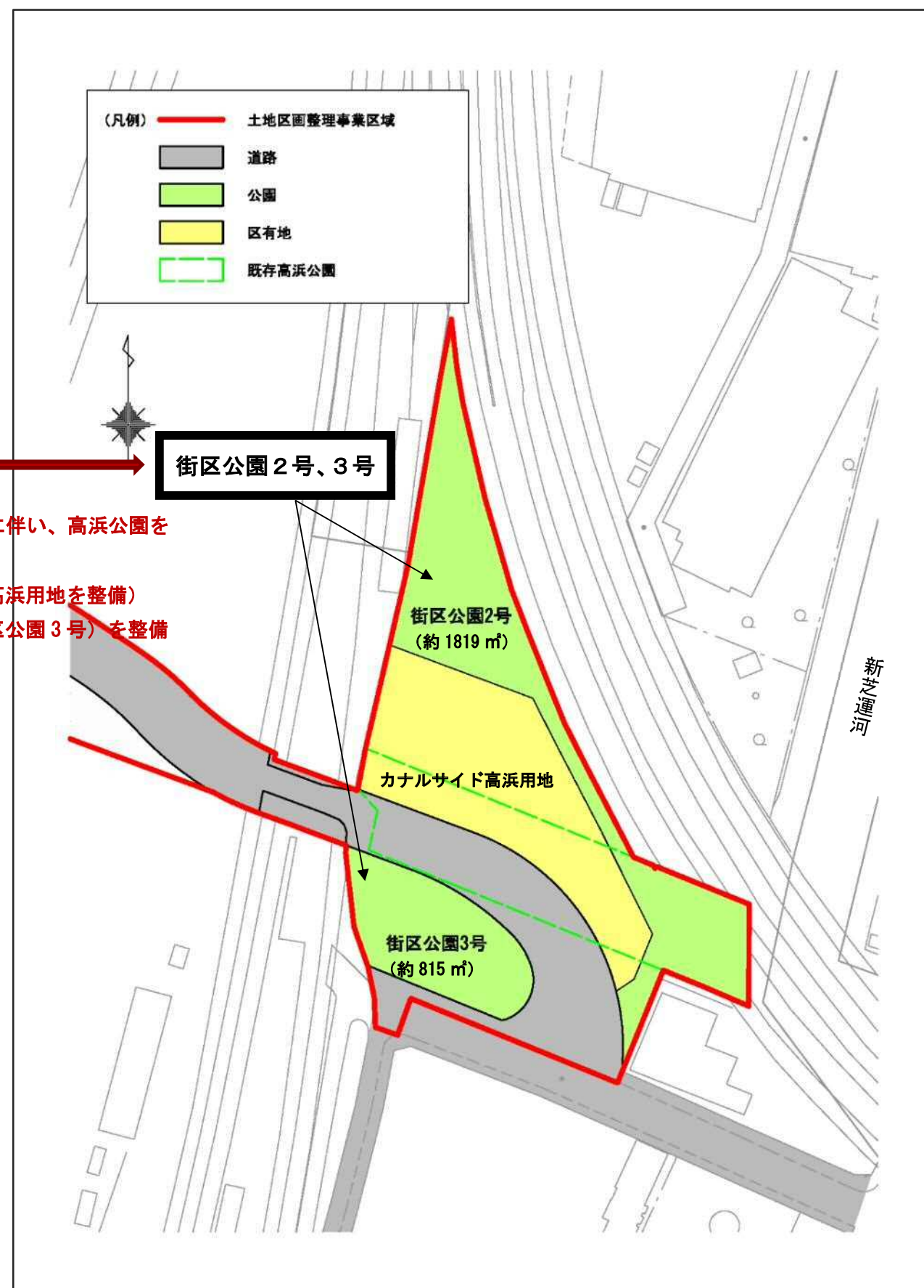
この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

品川駅北周辺地区土地区画整理事業に伴う高浜公園の廃止について

品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域内の区有地の現状



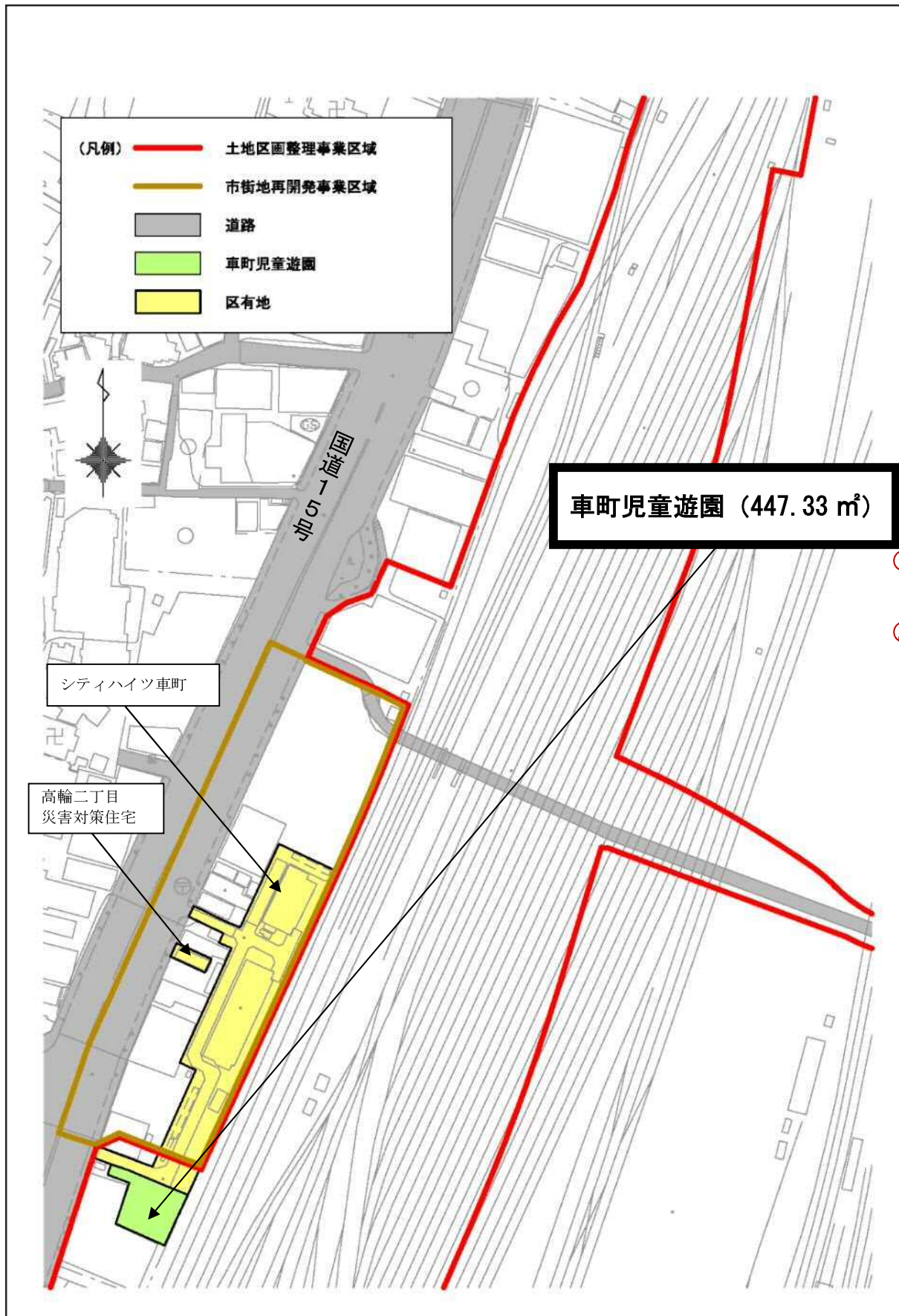
土地区画整理事業による公園の整備位置 (予定)



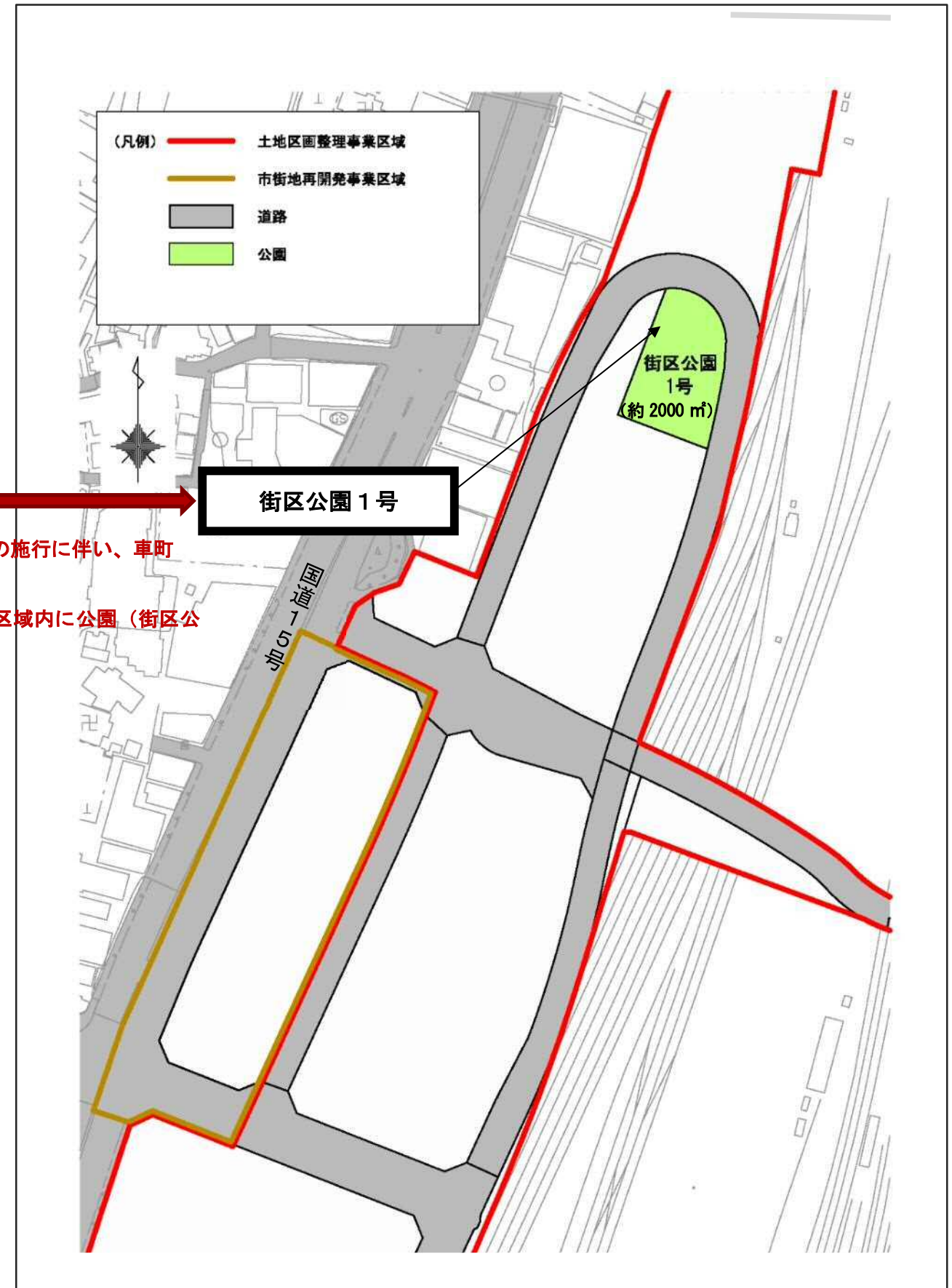
- ① 土地区画整理事業の施行に伴い、高浜公園を廃止
(道路及びカナルサイド高浜用地を整備)
- ② 公園(街区公園2号、街区公園3号)を整備

品川駅北周辺地区土地区画整理事業に伴う車町児童遊園の廃止について

品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域内の区有地の現状



土地区画整理事業による公園の整備位置 (予定)



- ① 土地区画整理事業の施行に伴い、車町児童遊園を廃止
- ② 土地区画整理事業区域内に公園（街区公園1号）を整備

公園と児童遊園の違いについて

1 公園と児童遊園の違いについて

名称	法令等	目的	公園の配置及び規模の基準
公園	都市公園法に基づき港区立公園条例により設置 (区立公園とは、都市公園法第二条第1項の規定に基づき区が設置する公園をいう。)	港区立公園条例 (目的) 第一条 区立公園の設置および管理等について必要な事項を定め、区立公園の健全な発達と利用の適正化を図り、公共の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。	港区立公園条例 (公園の配置及び規模の基準) 第二条の四 公園を設置する場合には、それぞれの公園の特質に応じた区内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止及び都市の良好な景観の形成に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその規模を定めるものとする。 (街区公園) 敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とし、原則として0.05ヘクタール以上1ヘクタール未満とする。 (近隣公園) 敷地面積は、2ヘクタールを標準とし、原則として1ヘクタール以上とする。 (休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園) その利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮できるようにその敷地面積を定める。
児童遊園	法的根拠はなく、港区立児童遊園条例により設置	港区立児童遊園条例 (目的) 第一条 児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	※設置目的を踏まえ柔軟に整備できるよう規模等の基準を設けていない。

2 公園、児童遊園における禁止行為

公園	港区立公園条例 (行為の制限)第五条 1 公園の原状変更・用途外使用 2 植物の採集・損傷 3 鳥獣魚貝類の捕獲・殺傷 4 広告宣伝 5 指定場所以外への車等の乗り入れ、駐車 6 立入禁止区域への立ち入り 7 物品販売、業としての写真撮影、その他の営業行為 8 土地・物件の損壊 9 ゴミその他の汚物を捨てること 10 前各号の他、公園の管理上支障がある行為	<備考> ただし、第1号、第4号、第5号及び第7号については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。
児童遊園	港区立児童遊園条例 (行為の禁止)第四条 1 植物の採集・損傷 2 鳥獣魚貝類の捕獲・殺傷 3 広告宣伝 4 指定場所以外への車の乗り入れ、駐車 5 ゴミその他の汚物を捨てること 6 その他児童に悪影響を及ぼし、または児童遊園の管理上支障がある行為	<備考> ※児童遊園では、港区立児童遊園条例の他、港区公有財産管理規則も併用し、運用している。公有財産管理規則では、許可できる項目が列挙されており、その中では、業としての写真撮影などは、認められていない。

3 東京都の児童遊園に関するホームページについて

東京都福祉保健局のホームページには、桑田記念児童遊園、白金児童遊園、三田松坂児童遊園の3園が掲載されている。この3園は、東京都福祉保健局所管の「標準的児童遊園設置運営要綱」に基づき児童厚生施設(児童遊園)として区が都から補助を受け改修していることから都がホームページで紹介をしている。

● 本地区の位置・地区の概況

品川駅北周辺地区は、国道15号線の東側に位置し、JR車両基地跡を中心とするエリアです。

「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」において、優先整備地区の一つに位置付けられ、山手線・京浜東北線の新駅整備やJR車両基地跡の大規模な土地利用転換が図られようとしています。

2020年(令和2年)の新駅暫定開業、2027年(令和9年)のリニア中央新幹線の東京名古屋間開業など、長期的かつ段階的に整備が進められることから、平成28年に土地区画整理事業の都市計画を定め、道路や公園などの都市基盤を先行整備しています。

今後、都市基盤の整備にあわせ、JR車両基地跡の開発や、泉岳寺駅前(国道15号沿道)の既成市街地において、まちづくりが進められていきます。



品川駅北周辺地区土地区画整理事業の概要

■ 事業のポイント

- 新駅へ接続する都市計画道路(補助線街路第332号線)や地区幹線道路(第二東西連絡道路)等を整備します。
- 新駅周辺は国際競争力強化に資する業務・商業機能等、地区北側には都心居住を支える都市型集合住宅等を計画しています。
- また、国際交流拠点の形成と連携し、周辺地域と調和した土地利用を図るため、土地区画整理事業の地区内の国道15号沿道における集約的な高層化を誘導します。

従前：現況写真



従後：土地利用計画図



■ 土地区画整理事業の概要

面積等	約14.7ha	事業費	約592億円
施行者	独立行政法人都市再生機構	事業期間	平成28年度～ 令和13年度 (清算期間含む)

■ 経緯と今後の予定

- 平成24年 1月 ● 特定都市再生緊急整備地域(品川駅・田町駅周辺 約184ha)を指定
- 平成26年 9月 ● 東京都が「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」を策定
- 平成28年 4月 ● 国家戦略特別区域 区域計画の認定
- 7月 ● 品川駅北周辺地区土地区画整理事業 事業計画認可
- 令和2年 ● 東京オリンピック・パラリンピック：JR新駅の暫定開業(予定)
- 令和8年度 ● 換地処分(予定)

